

# 《千葉県及び千葉市長期研修生対象》

## 科目等履修生の履修について

### 令和8年度前期（4月入学）用

#### ▶ 履修単位数について

令和8年度に千葉県又は千葉市教育委員会から派遣される長期研修生の方が、本学の科目等履修生として修得しなければならない単位は次のとおりです。

#### **標準4単位～8単位（ただし、希望により20単位まで履修可）**

このうち4単位については、以下の2つの授業科目が必修となります。これらの授業科目の単位を修得しないと委託研究生としての修了ができませんのでご注意ください。

なお、その他の科目については指導教員と相談のうえ任意の授業科目を履修することができます。もし、教員免許状取得のために単位を取得したい場合には、巻末の留意事項をご参照ください。

- ① 「教員研修特別演習」（2単位） 開講時期：【前期】 担当教員：森美香 教員他

② 指導教員が担当する大学院教育学研究科開講の授業科目（2単位）  
→【前期】または【後期】のいずれかで2単位履修してください。受講する科目は、指導教員とご相談ください。なお、指導教員の指示により、教育学部開講の授業科目を受講することもできます。

#### ▶ 授業の開講期・授業時間について

千葉大学では「ターム制」を導入しています。1年を6つのタームに分け、1ターム（およそ8週間）で完結する授業開設を可能とした時間割設計を行っています。

【前期】第1ターム：4～5月 第2ターム：6～7月 第3ターム：8～9月

【後期】第4ターム：10～11月 第5ターム：12～1月 第6ターム：2～3月

以下は、教育学部の授業時間表となります。第6時限、第7時限については、大学院教育学研究科および一部の普遍教育科目が該当します。

時限	時間	時限	時間
第1時限	8：50～10：20	第5時限	16：10～17：40
第2時限	10：30～12：00	第6時限(※)	18：00～19：30※
第3時限	12：50～14：20	第7時限(※)	19：40～21：10※
第4時限	14：30～16：00		

(※)他学部・普遍教育では、第6時限17：50～19：20、第7時限19：30～21：00となります。

## ➤ 授業科目の調べ方について

授業科目を選ぶ際は、「**令和8年度科目等履修生時間割**」をご覧頂き、その中から科目等履修生が受講できる授業科目を調べてください。

ただし、今回同封した『令和8年度科目等履修生時間割』は、現時点での予定であって正式に確定しておりません。時間割等が変更される可能性がありますので、ご留意ください。

また、希望する授業の実施内容や実施形態が対面授業かメディア授業かどうかはWebシラバスで公表しています。千葉大学ホームページで公表している『シラバス』の「千葉大学シラバス検索システム」をご参照ください。(URL <http://www.chiba-u.jp/campus-life/syllabus/>)

※担当教員が次年度の授業の詳細をまだ確定できずにシラバスを更新していない場合には閲覧できないことがあるのでご容赦願います。その場合には、今年度版のシラバスをご参照ください。

## ➤ 科目等履修生が受講できる授業科目について

科目等履修生が受講できる授業科目は、『**令和7年度科目等履修生時間割**』における「**科目等履修生の受講**」欄により確認することができます。

〈大学院教育学研究科の時間割の場合〉

授業コード	授業名称	授業方法	単位数	期別	曜日	時限	担当教員名	科目等履修生の受講	修了要件上の区分	免許法
E20000000	○○○○	講義	2	T1-2	月	1	・・・・	○		
E20000002	☆☆☆☆	演習	2	通年	集中		・・・・	○(要面接)		
E20000004	◎◎◎◎	演習	1	T2	水	1	・・・・	×		

〈教育学部の時間割の場合〉

授業コード	教室名	授業名称	単位数	開講区分	曜日	時限	主担当教員	科目等履修生の受講	備考
E10000000	共通教室	○○○○	2	T1-2	月	1	・・・・	○	
E10000002	共通教室	□□□□	1	T1	月	3	・・・・	○(要面接)	
E10000005	共通教室	◎◎◎◎	4	T1-2	水	1	・・・・	×	

※「**科目等履修生の受講欄**」での記載事項について

「○」のみが付されているもの

受講できます。予め授業担当教員から受講許可を得ていますので、**申請者本人から教員の承諾を得る必要はありません**。願書の承諾欄には「斜線／」を引いてください。

「○(要面接)」と記載されているもの

受講できます。ただし、**授業担当教員から受講許可を得る必要があります**。申請書本人が**担当教員からメールにて受講許可を得て、受講許可メールの写しを出願時にご提出ください**。(願書の承諾欄には「済み」など担当教員に許可を取ったことがわかるように記入してください。)

「×」及び「無記入」のもの

科目等履修生は受講できません。

なお、この科目に関しての問合せもご遠慮願います。

## ➤ 受講許可（承認印）の取得について

履修を希望する授業科目が授業担当教員の「受講許可」を必要とする場合は、以下に留意し、ご自身で授業担当教員から受講許可を得てください。

- ✓ 直接承認印を得る場合は、申請者本人が当該教員の研究室を訪問し、科目等履修生として受講希望の旨と理由を伝え、当該教員から受講許可を得て、願書の承諾欄に押印を受けてください。
- ✓ 研究室への訪問に際しては、以下の点にご留意ください。
  - ・研究室の場所や連絡先は、同封の「電話一覧表」によりご確認ください。
  - ・研究室への訪問は、事前にアポイントを取ったうえでご訪問ください。
  - ・授業期間外（令和8年1月27日以降）は、教員が出張等の用務で不在となり連絡が取りづらくなる場合がありますので、なるべく授業期間中にご連絡頂くことをお勧めします。

### 《参考》別紙「教育学部教員電話一覧表（内線番号・部屋番号）」の見方

研究室の電話は、「043-290-(内線番号)」でその研究室に繋がります。部屋番号は、その研究室のある棟名・階数を表しています。例えば、「5701」の場合、教育学部棟5号館7階1号室にその研究室があることを示します。電話一覧表に掲載されていない教員がいた場合には教員養成系総務・学務課教務係までご相談ください。

なお、教育学部に所属する教員のメールアドレスについては、配布資料にメールアドレス一覧を添付しているので、そちらで確認可能ですが、非常勤講師の連絡先については記載されておりません。連絡先が必要になるようなことがありましたら、教員養成系総務・学務課教務係までメールにてご照会ください。

宛先：hai2514@office.chiba-u.jp

件名：令和8年度前期 科目等履修生 受講許可について

本文：授業科目名・担当教員名・氏名・取得希望の免許種を明記してください。

## ➤ 留意事項

- (1) 出願手続後における申請科目の変更・取消は認められません。申請科目に誤りがないか、また、開講情報に変更が生じていないか、提出前に今一度ご確認ください。
- (2) 納入した授業料の返還はできません。
- (3) 授業担当教員から受講許可を得る必要がある授業科目について、願書に当該教員の承諾印がない場合の申請は認められません。
- (4) **後期開講科目の履修を希望する場合は、後期の受付期間（令和8年7月30日～7月31日）に「期間延長・科目追加」の申請を受け付けます。** 6月中旬頃から、あらためて申請要項を教員養成系総務・学務課教務係で配布しますので、希望される方はお早めに入手してください。

## ➤ 留意事項（科目等履修生での取得単位で教員免許状所得をしたい場合）

科目等履修生として単位取得をして教員免許状取得を考えている方は、以下の手順で教員免許状を取得するために必要な単位数やそのための科目が千葉大学教育学部で開講されているかをお調べください。

### (1) 適用される法律や教員免許状の所得方法や取得に必要となる単位数を事前に確認してください

「教育職員免許法」及び「同法施行規則」が改正され、平成31年4月1日に施行されました（以下、平成31年改正法を「新法」、平成10年改正法を「旧法」とします。）。

この法改正に伴い、ご自身が「新法」又は「旧法」いずれの適用を受けて免許状を取得することになるのかは、新法施行時におけるご自身の在籍・履修状況等により異なってきます。必ずご自身で免許状を申請しようとする都道府県教育委員会（基本的に居住している都道府県の教育委員会）で確認をお願いします。

なお、適用される法律を確認するとともに、教育委員会に教員免許状の取得方法や取得に必要となる単位数についても確認していただくことになります。出身大学などで教員免許状取得に使うことができる単位数等を証明した「学力に関する証明書」を作成してもらって、教育委員会にご相談ください。

★都道府県教育委員会では、教員免許状取得に関する相談をどのように受け付けるかホームページなどで公表しているので、詳しくはそちらでご確認ください。なお、予め出身大学に「学力に関する証明書」を発行してもらってから教育委員会にご相談すると対応がスムーズかと思われます。

★ご自分が取得しようとする教員免許状の所要単位数に関するご質問（免許法上のどの科目区分から何単位修得すればよいか等）については、免許状の授与権者である在住している都道府県の教育委員会にお問い合わせください。千葉大学教育学部ではお答えできかねますのでご了承ください。

### (2) 教員免許法に対応する本学部の授業科目を調べるために

教員免許状一種免許状及び二種免許状取得を希望する場合には、教員免許状の取得に必要となる免許法上の科目区分に対応する科目が、千葉大学教育学部でどのように開講されているかを「科目区分確認表」で確認いただく必要があります。

この「科目区分確認表」についてはお渡しする資料には含まれておりません。

教育学部HPに掲載しておりますので、下記URLよりご確認ください。

掲載ページURL：[https://www.education.chiba-u.jp/exam/contact\\_07.html](https://www.education.chiba-u.jp/exam/contact_07.html)

※専修免許状の場合には、お渡しする大学院時間割の中に教員免許法に対応する分類を含む形で作成しているため、そちらを参照いただければ科目区分を確認することが可能です。

※専修免許状の申請に利用できるのは大学院教育学研究科の修得単位です。教育学部の修得単位は利用できませんので、ご注意ください。